第 52 回

定　時　株　主　総　会

招　集　ご　通　知

＜新型コロナウイルスに関するお知らせ＞

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめの上、ご来場賜りますようお願い申しあげます。
また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申しあげます。
今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト（http://www.ryoyu.co.jp）

開催日時

2020年６月24日（水曜日）午前10時
受付開始：午前９時30分

開催場所

東京都港区芝浦一丁目２番３号
シーバンスＳ館　１階　大ホール

議　　案

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　監査等委員でない取締役５名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

目　　次

第52回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 3
事業報告 …… 12
連結計算書類 …… 28
計算書類 …… 35
監査報告 …… 41

株式会社 菱友システムズ
証券コード：4685

株 主 各 位

証券コード 4685
2020年６月９日
東京都港区芝浦一丁目２番３号
株式会社 菱友システムズ
取締役社長 **渡邊　治雄**

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第52回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月23日（火曜日）午後５時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1 日　　時	**2020年６月24日**（水曜日）**午前10時**（受付開始：午前９時30分）
2 場　　所	東京都港区芝浦一丁目２番３号 **シーバンスＳ館　１階　大ホール** （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 会議の目的事項	**報告事項**　１．第52期（2019年４月１日から2020年３月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第52期（2019年４月１日から2020年３月31日まで） 計算書類報告の件 **決議事項**　第１号議案　定款一部変更の件 第２号議案　監査等委員でない取締役５名選任の件 第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件 第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	２頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（下記）に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（http://www.ryoyu.co.jp）

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日時
2020年6月24日（水曜日）
午前10時
（受付開始　午前９時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、
切手を貼らずにご投函ください。
（下記の行使期限までに到着するよう
ご返送ください。）



期　限　**2020年6月23日（火曜日）午後5時45分到着分まで**

議決権行使書のご記入方法

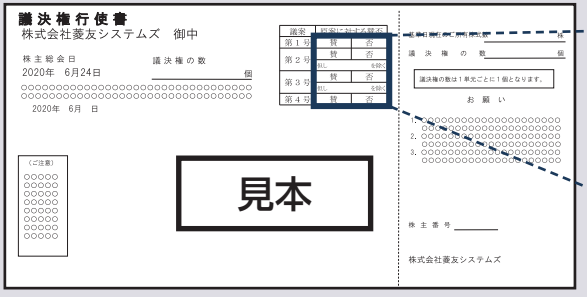

こちらに各議案の賛否を
ご記入ください。

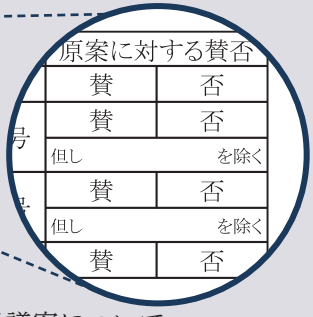

第2、3号議案について

全員賛成の場合 → **賛** に○印
全員反対の場合 → **否** に○印
一部候補者に反対の場合 → **賛** に○印をし、反対する候補者番号を下の空欄に記入

第1、4号議案について

賛成の場合 → **賛** に○印
反対の場合 → **否** に○印

株主総会参考書類

第1号議案　定款一部変更の件

1．提案の理由

当社は定款で役付取締役として取締役会長を選定できる旨を定めておりますが、取締役会長の主な職務が取締役会の運営であることを明確にし、取締役会の監督機能の強化ならびに議事運営の円滑化を図ることを目的に、取締役会の招集権者および議長を取締役会長に変更するものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の招集権者および議長） 第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。	（取締役会の招集権者および議長） 第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

第２号議案　監査等委員でない取締役５名選任の件

監査等委員でない取締役全員（６名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のために１名減員し、監査等委員でない取締役５名の選任をお願いするものであります。

監査等委員でない取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位・担当	
1	渡邊（わたなべ）　治雄（はるお）	※取締役社長	再任
2	荻野（おぎの）　純（じゅん）	常務取締役、執行役員、 航空宇宙エンジニアリング・ ソリューション事業部長	再任
3	尊田（そんだ）　雅弘（まさひろ）	常務取締役、執行役員、 インダストリーソリューション事業部長	再任
4	高浦（たかうら）　勝寿（かつひさ）	取締役	再任　社外
5	馬塲（ばんば）　公敏（きみとし）	取締役	再任　社外

（注）※印は代表取締役を示しております。

再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者

候補者番号

1

渡邊（わたなべ）　治雄（はるお）（1952年12月９日生）

所有する当社の株式数… 1,300株

再任

［略歴、当社における地位及び担当］

1975年４月	三菱重工業株式会社　入社
2002年４月	同社汎用機・特車事業本部経営管理総括部企画経理部長
2004年４月	三菱重工エンジン発電システム株式会社（現三菱重工エンジンシステム株式会社）取締役経営管理部長
2006年７月	当社　入社
2008年４月	当社企画部長
2009年６月	当社執行役員企画部長
2010年６月	当社取締役企画部長
2013年７月	当社取締役経営管理統括本部長
2014年６月	当社常務取締役経営管理統括本部長
2015年６月	当社取締役副社長経営管理統括本部長
2017年６月	当社取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

経営全般の豊富な知識と業務経験を有しており、2017年６月から取締役社長に就任し、強いリーダーシップを発揮し当社経営の重要事項の決定、及び業務執行の監督を適切に果たしてまいりました。その経験と見識が当社の経営に活かせるものと考え、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

荻野（おぎの）　純（じゅん）（1956年10月22日生）

所有する当社の株式数… 2,100株

再任

［略歴、当社における地位及び担当］

1979年４月	当社　入社
2001年４月	当社エンジニアリングソリューション事業部長 当社中部支社航空宇宙技術部長
2002年６月	当社執行役員（現任） 当社エンジニアリングソリューション事業部長
2009年６月	当社取締役エンジニアリングソリューション事業部長
2013年７月	当社取締役事業統括本部エンジニアリングソリューション事業部長
2015年４月	当社取締役事業統括本部航空宇宙エンジニアリング・ソリューション事業部長
2016年６月	当社常務取締役（現任） 当社航空宇宙エンジニアリング・ソリューション事業部長（現任）

取締役候補者とした理由

当社において長年にわたり航空機分野の解析・設計及びエンジニアリングシステムの開発に携わり、当社の事業基盤の構築・発展に大きく貢献してきました。その経験と見識が当社の経営に活かせるものと考え、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

尊田　雅弘（そんだ　まさひろ）（1956年11月13日生）

所有する当社の株式数…　900株

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1981年４月	三菱重工業株式会社　入社
2008年12月	同社長崎造船所造船管理部長
2010年４月	同社船舶・海洋事業本部船舶・海洋業務部長
2013年10月	同社執行役員交通・輸送ドメイン船舶・海洋事業部副事業部長 同社長崎造船所長
2015年４月	当社執行役員（現任） 当社事業統括本部副本部長
2015年６月	当社取締役事業統括本部副本部長
2016年６月	当社取締役 当社インダストリーソリューション事業部長（現任） 当社事業管理部長
2017年６月	当社常務取締役（現任）

取締役候補者とした理由

製造業及びIT分野での豊富な経験と知識を有しており、強いリーダーシップをもって経営課題に取り組み、当社のデジタルビジネスの伸長に重要な役割を果たしております。その経験と見識が当社の経営に活かせるものと考え、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

高浦　勝寿（たかうら　かつひさ）（1962年９月７日生）

所有する当社の株式数…　－ 株

再任

社外

[略歴、当社における地位及び担当]

1987年４月	三菱原子力工業株式会社　入社
1994年12月	三菱重工業株式会社　転籍
2005年３月	同社原子力事業本部原子力技術センター軽水炉プラント技術部計装設備技術課長
2016年４月	同社ＩＣＴソリューション本部電気計装技術部長
2017年６月	当社取締役（現任）
2020年４月	同社ＩＣＴソリューション本部副本部長兼原子力セグメント主幹技師（現任）

[重要な兼職の状況]

三菱重工業株式会社ＩＣＴソリューション本部副本部長兼原子力セグメント主幹技師

社外取締役候補者とした理由

製造業及びＩＴ分野での豊富な知識と経験を有していることから、当社の経営に的確な助言を頂戴できるものと考え、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

5

馬場　公敏（ばんば　きみとし）（1945年３月２日生）

所有する当社の株式数…　－ 株

再任

社外

［略歴、当社における地位及び担当］

1968年４月	三菱自動車販売株式会社　入社
1970年７月	三菱自動車工業株式会社　入社
1988年４月	米国三菱自動車販売株式会社 総務・システム担当取締役
1995年７月	三菱自動車工業株式会社情報システム本部 システム企画部長
1999年３月	シティポールコンピュータアンドコンサルタント株式会社代表取締役社長
2002年５月	三菱自動車工業株式会社ＳＣＭ－ＩＴ部 エキスパート
2007年７月	株式会社スキルパートナ代表取締役社長（現任）
2017年６月	当社取締役（現任）

［重要な兼職の状況］

株式会社スキルパートナ代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由

ＩＴ分野及び経営者としての豊富な知識と経験を有していることから、当社の経営に的確な助言を頂戴できるものと考え、引き続き社外取締役候補者といたしました。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．高浦勝寿、馬塲公敏の両氏は、社外取締役候補者であります。
３．高浦勝寿、馬塲公敏の両氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって両氏とも３年となります。
４．高浦勝寿、馬塲公敏の両氏を社外取締役候補者とした理由につきましては、６頁から７頁の「社外取締役候補者とした理由」に記載のとおりであります。
５．高浦勝寿氏は三菱重工業株式会社のＩＣＴソリューション本部副本部長兼原子力セグメント主幹技師でありますが、同社は当社の主要取引先であり、特定関係事業者（会社法施行規則第２条第３項第19号の定義による）に該当します。
６．当社は現在、高浦勝寿、馬塲公敏の両氏との間で会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しておりますが、両氏が再任された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

■監査等委員会の意見

監査等委員でない取締役の選任等及び報酬等については、当社取締役会及び取締役に係わる基本的な枠組み・考え方や候補者選任の方針のほか、報酬額の考え方や具体的算定方法等について説明を受け、必要に応じて意見を述べ、監査等委員会において協議いたしました。

この結果、監査等委員会としては、監査等委員でない取締役の選任等及び報酬等のいずれについても妥当であると判断し、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項は無いとの結論にいたりました。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位・担当	
1	長谷島（はせじま）　弘安（ひろやす）	取締役　常勤監査等委員	再任
2	山﨑（やまざき）　眞樹（まさき）	取締役　監査等委員	再任　社外　独立
3	相澤（あいざわ）　至昭（よしあき）	（新任）	新任　社外

新任　新任取締役候補者　　再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

長谷島（はせじま） 弘安（ひろやす）（1954年11月17日生）

所有する当社の株式数…　－ 株

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1978年４月　三菱重工業株式会社　入社
1998年４月　米国三菱重工業株式会社調達部長
2006年４月　三菱重工業株式会社資材部次長
2011年４月　同社調達企画管理部主幹部員
2014年４月　当社　入社
2015年６月　当社事業統括本部事業管理部長
2016年６月　当社取締役監査等委員（現任）

取締役候補者とした理由

製造業及び当社における豊富な業務経験と知識を有しており、取締役の職務執行の監査・監督を適切に遂行できるものと考え、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

山﨑（やまざき） 眞樹（まさき）（1948年３月３日生）

所有する当社の株式数…　－ 株

再任
社外
独立

[略歴、当社における地位及び担当]

1971年４月　三菱重工業株式会社　入社
1998年６月　同社相模原製作所総務部長
2006年６月　株式会社リョーイン執行役員総務部長
2009年５月　三菱農機株式会社(現三菱マヒンドラ農機株式会社）入社
2009年６月　同社監査役
2012年４月　同社顧問
2013年６月　株式会社マーケットエンタープライズ監査役（現任）
2017年７月　株式会社ＭＥモバイル監査役（現任）
2018年６月　当社取締役監査等委員（現任）

[重要な兼職の状況]

株式会社マーケットエンタープライズ監査役
株式会社ＭＥモバイル監査役

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり企業のコーポレート部門の業務に従事し、監査役としても活躍されてきた豊富な経験と幅広い知識を、当社の監査等に活かしていただくことで、当社経営の意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

相澤（あいざわ）　至昭（よしあき）（1972年11月10日生）

所有する当社の株式数…　－ 株

新任

社外

[略歴、当社における地位及び担当]

1997年４月	三菱重工業株式会社　入社
2014年４月	三菱日立パワーシステムズ株式会社経営統括部人事総務部主席部員
2016年10月	三菱重工業株式会社グループ戦略推進室広報部ＳＲグループ長
2019年10月	同社経営・財務企画部主席部員
2020年６月	同社経営・財務企画部調査グループ主席部員（現任）

[重要な兼職の状況]

三菱重工業株式会社経営・財務企画部調査グループ主席部員

社外取締役候補者とした理由

製造業における経営・財務・人事・広報部門等の幅広い豊富な業務経験と知識を、当社の監査等に活かしていただくことで、当社経営の意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

（注）１．各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
２．山﨑眞樹、相澤至昭の両氏は、社外取締役候補者であります。
３．山﨑眞樹氏は現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
４．山﨑眞樹、相澤至昭の両氏を社外取締役候補者とした理由につきましては９頁から10頁の「社外取締役候補者とした理由」に記載のとおりであります。
５．相澤至昭氏は三菱重工業株式会社の経営・財務企画部調査グループ主席部員でありますが、同社は当社の主要取引先であり、特定関係事業者（会社法施行規則第２条第３項第19号の定義による）に該当します。
６．当社は現在、長谷島弘安、山﨑眞樹の両氏との間で会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しておりますが、両氏が再任された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、相澤至昭氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
７．当社は、山﨑眞樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、第３号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決された場合に監査等委員である取締役に就任いたします長谷島弘安氏の補欠として、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

本選任の効力は次回定時株主総会開始の時までであり、候補者石井昌悟氏が監査等委員である取締役に就任した場合の任期は、前任の監査等委員である取締役の任期満了の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

石井（いしい）　昌悟（しょうご）（1962年11月27日生）

所有する当社の株式数…　－ 株

［略歴、当社における地位及び担当］

1985年４月	三菱重工業株式会社　入社
2014年２月	三菱日立パワーシステムズ株式会社監査役室長
2019年４月	当社　入社
2020年４月	当社人事総務部長（現任）

補欠の取締役候補者とした理由

製造業における豊富な業務経験と監査業務の知識を有しており、取締役の職務執行の監査・監督を適切に遂行できるものと考え、補欠の監査等委員である取締役候補者といたしました。

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．石井昌悟氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

以　上

（添付書類）

事業報告（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

1 企業集団の現況

（1）当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、雇用環境の改善等を背景に緩やかな回復基調で推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、事業年度終盤が近くなるにつれて大変厳しい状況に変わってまいりました。一方、世界経済においては、米中貿易摩擦や英国のＥＵ離脱、更に新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、各種経済指標に景気後退が見られるとともに、先行きは不透明な状況が続いております。

当社の属する情報サービス産業界においては、ＩｏＴ、ＡＩ等の新技術を活用した事業のデジタル化やクラウドの領域において市場拡大が継続しており、当社の主要な顧客におけるＩＴ関連投資の向け先も多様化しております。しかし、経済環境の急激な変化が、今後、顧客の投資動向に大きな影響を及ぼす可能性があり、先行き予断を許さない状況にあります。

このような事業環境の中、当社グループは、ベース事業であるシステム運用・開発、解析・設計、ＰＬＭ等の領域において生産性の向上と技術の高度化を図るなど競争力の強化に取組むとともに、デジタル化分野の事業化促進や営業体制の強化等による事業領域の拡大に向けた施策を推進してまいりました。

当事業年度においては、パソコンのWindows10への切替えをはじめとするシステム機器販売の受注が続いたことに加えてシステム開発案件も安定して受注できたことから、売上高は前事業年度と比べてほぼ横這いの331億19百万円（前事業年度331億83百万円 前事業年度比0.2％減）となりました。損益については、各システム開発案件におけるプロジェクト管理の徹底や生産性向上等により前年同期に比べて改善し、営業利益25億82百万円（前事業年度23億１百万円 前事業年度比12.2％増）、経常利益25億95百万円（前事業年度23億５百万円 前事業年度比12.6％増）、親会社株主に帰属する当期純利益16億80百万円（前事業年度15億12百万円 前事業年度比11.1％増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は、２億58百万円であります。その主なものは、サーバーの増設及びソフトウェアの更新であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

売上高 (単位：百万円)

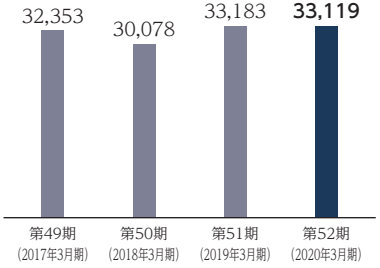

親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

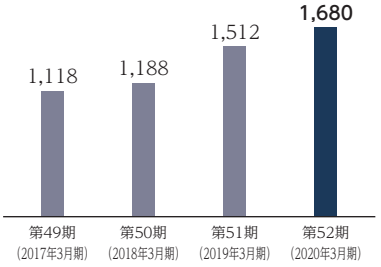

総資産/純資産 (単位：百万円)

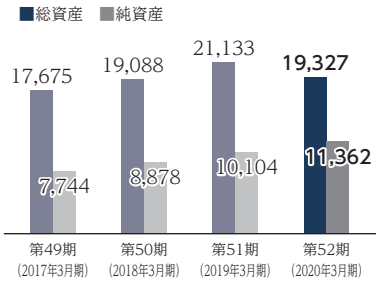

1株当たり当期純利益 (単位：円)

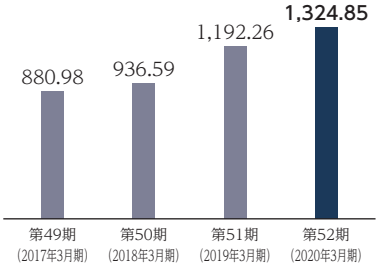

1株当たり純資産額 (単位：円)

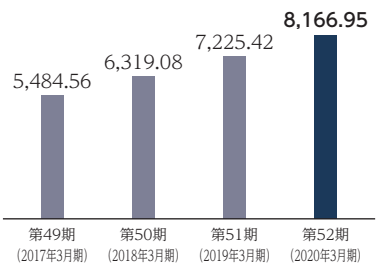

区分		第49期 (2017年3月期)	第50期 (2018年3月期)	第51期 (2019年3月期)	第52期 (当事業年度) (2020年3月期)
売上高	(百万円)	32,353	30,078	33,183	33,119
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,118	1,188	1,512	1,680
1株当たり当期純利益	(円)	880.98	936.59	1,192.26	1,324.85
総資産	(百万円)	17,675	19,088	21,133	19,327
純資産	(百万円)	7,744	8,878	10,104	11,362
1株当たり純資産額	(円)	5,484.56	6,319.08	7,225.42	8,166.95

(注) 1．1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数（自己株式数控除後）、1株当たり純資産額は期末発行済株式数（自己株式数控除後）に基づき算出しております。

2．2017年6月21日開催の第49回定時株主総会決議により、2017年10月1日を効力発生日とする株式併合（普通株式5株を1株に併合）を実施しました。このため、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、第49期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況ならびに企業結合等の状況 (2020年３月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社菱友システム技術	60	51.0	システム開発
株式会社菱友システムビジネス	150	59.0	情報処理サービス、システム機器販売
株式会社菱友システムサービス	20	100.0	情報処理サービス

③ その他の重要な企業結合等の状況

三菱重工業株式会社は、当社の議決権を31.43%所有しており、当社は同社の持分法適用会社であります。

また、同社には情報サービスの提供を行っており、当該取引を行うに当たっては市場価格、総原価等を勘案した見積提案書を提出し、交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

当社取締役会においても同様の理由で、当該取引が当社の利益を害するものでないと判断しております。

(4) 対処すべき課題

当業界の事業環境は、クラウド化や「ＩｏＴ」「ＡＩ」「ビッグデータ分析」等のデジタル化が進展しており、これにより国内ベンダーは従来の受託開発型ビジネスからサービス提供型ビジネスへの転換を迫られております。

当社グループの主要な顧客においては、製品・事業系システムにおいてデジタル化等の新技術による事業強化への取り組みが進む一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う景気の悪化により、開発案件の縮小や基幹系システムの保守・運用等の領域での費用削減が加速する懸念があります。

このような事業環境のもと、当社グループは、顧客動向の的確な把握に努め、柔軟な要員配置を進めるとともに、2019年度中期経営計画で掲げた「ビジネス変革」の実現に向けて、「既存事業の高度化」とそれをベースとした「事業領域の拡大」を推進すべく、中期経営計画初年度の活動実績を踏まえ、引き続き以下の重点施策を軸に取り組みを加速してまいります。

＜重点施策＞

・解析・設計、運用・開発等既存事業へのデジタル技術適用による事業強化
・サービス品質向上、効率化の推進、プロジェクト管理の徹底等による競争力強化
・オフショア開発拡大と生産性向上による受注対応力の強化
・デジタルビジネスへの対応力強化
・新たな事業分野への参入、顧客拡大等による受注拡大
・採用活動強化、人材育成、働き方改革の推進

新型コロナウイルス感染症への対応については、社員ならびに取引先関係者の安全を最優先とし、行政の方針・指導に従い感染拡大の防止に努めております。また、顧客への安定的なサービス提供を継続すべく、リモートワークの拡大等を行っております。これらの取り組みに加えて、今後発生しうる様々な自然災害や感染症の発生等、不測の事態への備えとして、業務の見直しを含む事業継続体制の一層の強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年３月31日現在)

当社グループは、情報サービスの提供を主な事業内容としております。

① 情報通信システムの設計、開発、運用及び保守
② 情報通信システム関連機器の販売
③ 工業製品等の設計、解析・シミュレーション
④ 情報通信システムを利用した各種情報処理サービス

(6) 主要な事業所等（2020年３月31日現在）

① 当社

本　社	東京都港区芝浦一丁目２番３号	
事業部	インダストリーソリューション事業部	（東京都港区）
	航空宇宙エンジニアリング・ソリューション事業部	（名古屋市）
	エンタープライズソリューション事業部	（東京都港区）

② 子会社

株式会社菱友システム技術	（神戸市）
株式会社菱友システムビジネス	（東京都港区）
株式会社菱友システムサービス	（東京都港区）

(7) 使用人の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
2,002名	18名減

（注）使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,207名	2名増	42.4歳	17.7年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年３月31日現在)

① 発行可能株式総数　4,768,000株

② 発行済株式の総数　1,271,000株

③ 株主数　416名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
三菱重工業株式会社	398	31.38
菱友社員持株会	300	23.65
株式会社ブロードピーク	59	4.71
三菱電機株式会社	56	4.46
株式会社光通信	46	3.64
加藤眞人	38	3.00
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	31	2.44
東京海上日動火災保険株式会社	15	1.19
吉田知広	13	1.10
石塚文代	13	1.09

（注）持株比率は自己株式（2,457株）を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役社長	渡　邊　治　雄	
常務取締役、執行役員	荻　野　　純	航空宇宙エンジニアリング・ソリューション事業部長
常務取締役、執行役員	尊　田　雅　弘	インダストリーソリューション事業部長
取締役、執行役員	飯　島　元　志	エンタープライズソリューション事業部長
取締役	高　浦　勝　寿	三菱重工業株式会社　ＩＣＴソリューション本部電気計装技術部長
取締役	馬　塲　公　敏	株式会社スキルパートナ　代表取締役社長
取締役 常勤監査等委員	長谷島　弘　安	
取締役 監査等委員	山　﨑　眞　樹	株式会社マーケットエンタープライズ　監査役 株式会社MEモバイル　監査役
取締役 監査等委員	松　下　朋　弘	三菱重工業株式会社　経営・財務企画部企画グループ グループ長

(注) 1．※印は代表取締役を示しております。
2．取締役高浦勝寿、馬塲公敏の両氏並びに監査等委員である取締役山﨑眞樹、松下朋弘の両氏は、社外取締役であります。
3．監査等委員である取締役松下朋弘氏は、三菱重工業株式会社の経営・財務企画部に所属し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．当社は、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、長谷島弘安氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5．当社は、監査等委員である取締役山﨑眞樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び監査等委員である取締役長谷島弘安氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

③ 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

④ 取締役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数（名）	報酬等の総額（百万円）
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5 (1)	105 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	2 (1)	15 (2)
合計 （うち社外取締役）	7 (2)	121 (5)

（注）１．監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2016年６月22日開催の第48回定時株主総会において、年額160百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

２．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年６月22日開催の第48回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。

３．上記の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額26百万円（監査等委員でない取締役４名（社外取締役は含まない）に対し26百万円）が含まれております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ．社外役員の重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職先	当社と兼職先との関係
取締役	高　浦　勝　寿	三菱重工業株式会社	当社の株主であり取引先であります。
取締役	馬　塲　公　敏	株式会社スキルパートナ	特筆すべき関係はありません。
取締役 監査等委員	山　﨑　眞　樹	株式会社マーケットエンタープライズ 株式会社MEモバイル	特筆すべき関係はありません。
取締役 監査等委員	松　下　朋　弘	三菱重工業株式会社	当社の株主であり取引先であります。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査等委員会への出席状況

		取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数
取締役	高　浦　勝　寿	10 回中10 回	－
取締役	馬　塲　公　敏	10 回中10 回	－
取締役 監査等委員	山　﨑　眞　樹	10 回中10 回	11 回中11 回
取締役 監査等委員	松　下　朋　弘	10 回中10 回	11 回中11 回

・取締役会及び監査等委員会における発言状況

社外取締役の各氏は、取締役会において、経営者等としての豊富な経験及び知見に基づき、各々の立場から当社の経営全般にわたって有益な発言を行っております。

また、山﨑眞樹、松下朋弘の両氏は、監査等委員会において、各々の豊富な経験及び知見に基づき、業務の適法性及び適正性の観点から監査業務全般について発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を聴取、確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施する上でいずれも妥当なものであると判断したため、上記の会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、この議案を株主総会に提出いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制】

当社は、法令に従い、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議し、公正で健全な経営の推進に努めております。当事業年度末日時点における取締役会決議の内容は、以下のとおりであります。

① 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

・監査等委員会は、内部統制室の要員に対し、必要に応じて監査等委員会の職務の補助を命じることができる。
・監査等委員会の職務を補助する取締役は置かない。

② 前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

・内部統制室の要員の異動、人事考課については監査等委員会の意見を尊重して行う。
・内部統制室の要員は、監査等委員会の命令の範囲において監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令を受ける。

③ 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

・当社の取締役は、当社が定める規則に従って、グループ会社に関する事項も含めて監査等委員会への報告や情報伝達を実施する。また、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。
・グループ会社の取締役は、当社が定めるコンプライアンス規則に従って監査等委員会への報告や情報伝達を実施するほか、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。
・内部通報制度の所掌部門は、内部通報により通報された内容及びコンプライアンスに関して報告を受けた内容を監査等委員会に報告する。

④ 監査等委員会への報告をした者が報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

・内部通報制度により通報した者に対して不利益な取扱いを行ってはならないこと、及び通報者に関する情報を秘匿することを社規に定め、その旨を周知し、適切に運用する。

⑤ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

・監査等委員会の職務について生ずる費用の支弁に充てるため予算を確保するとともに、監査等委員会から請求があった場合には適切に処理する。

⑥ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役は、監査等委員会との定期的な意見交換などを通じて適切な意思疎通を図るとともに、監査等委員会の求めに応じて必要な情報の提供等を行う。

⑦ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・法令を遵守し社会規範や企業倫理を重視した公正・誠実な事業活動を行うことを基本理念とし、取締役は自ら率先してその実現に努める。
・取締役会は、取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性と効率性の両面から監督する。また、社外取締役の意見を得て監督の客観性と有効性を高める。
・コンプライアンス委員会をはじめとした組織体制を整備し、社員行動指針の制定や各種研修の実施等を通じて社員の意識徹底に努める。
・内部通報制度などコンプライアンスの実効性を高めるための仕組みを整備するほか、コンプライアンスへの取組状況について内部監査を実施し、取締役会及び監査等委員会に報告する。

⑧ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・文書管理の基本的事項を社規に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存・管理する。
・上記の情報は、取締役（監査等委員を含む）が取締役の職務執行を監督・監査するために必要と認めるときは、いつでも閲覧可能とする。

⑨ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・各種リスクを適切に管理するため、リスクの類型に応じた管理体制を整備し、管理責任の明確化を図る。
・リスクを定期的に評価・分析し、必要な回避策又は低減策を講じるとともに、内部監査によりその実効性と妥当性を監査し、定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。
・重大リスクが顕在化した場合に備え、緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう速やかにトップへ情報を伝達する手段を確保する。

⑩ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会で中期経営計画を策定して、全社的な経営方針・経営目標を設定し、社長を中心とする業務執行体制で目標の達成に当たる。
・経営目標を効率的に達成するため、組織編成、業務分掌及び指揮命令系統等を社規に定める。

⑪ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

・グループ会社社長が経営責任を担い独立企業として自主運営を行うとともに、当社グループ全体が健全で効率的な経営を行い連結業績向上に資するよう、当社とグループ会社間の管理責任体制や、グループ会社から当社へ伺出又は報告すべき事項を含む規則を定め、グループ会社を支援・指導する。
・当社グループ全体として業務の適正を確保し、かつグループ全体における各種リスクを適切に管理するため、コンプライアンスやリスク管理に関する諸施策はグループ会社も含めて推進し、各社の規模や特性に応じた内部統制システムを整備させる。
・当社及びグループ会社が各々の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務情報を作成・開示するために必要な組織、規則を整備する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備及び運用状況について、定期的に確認を実施し、その内容を取締役会に報告しております。また、確認の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な運用に努めております。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 監査等委員会の職務の執行に関する体制

・内部統制室が監査等委員会の職務を補助する部門であることを社規則に定め、適切に運用しています。また、同社規則において、内部統制室が監査等委員会の職務の補助に関する事項について、執行部門からの独立性を確保する旨の規定を設けています。
・監査等委員会が選定した監査等委員は、経営執行会議、グループ会社連絡会、コンプライアンス委員会等の重要会議に出席し、業務執行の状況、コンプライアンスの推進及び内部通報制度の運用状況について報告を受けるとともに、必要に応じて意見を述べています。
・グループ会社及び協力会社の社員が内部通報窓口を利用できることを社規則に定め、適切に運用しています。

・監査等委員会への報告者の不利益な取扱いを禁止し、内部通報者に関する情報を非開示とすることを社規則に定め、適切に運用しています。また、内部通報制度についてコンプライアンス教育等で周知を図っています。
・監査等委員会の職務執行に必要な費用については予算化し、請求に対して適切に処理しています。
・監査等委員会が会計監査人から監査計画及び監査結果について説明を受けるときに、執行部門も同席した上で情報共有及び意見交換を行っています。
・代表取締役を含む各取締役は、監査等委員との定期的な意見交換を行っています。

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンス指針を定め、社員に周知するとともに、取締役は率先してその実現に努めています。
・取締役会は、各取締役が十分に発言し、討議を尽くすことができるよう、十分な審議時間を設定しています。また、社外取締役の積極的な発言によって活発な意見交換が行われており、業務執行への監督機能を高めています。
・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、委員会からの周知事項は、各部門で毎月１回を目安に開催するコンプライアンス連絡会で社員に周知しています。また、社員への意識付けのため、毎年、当社の実情に即したコンプライアンス研修を実施しています。
・内部通報制度を社規則に定めて運用するとともに、コンプライアンスへの取り組み状況について内部監査を実施し、取締役会及び監査等委員会に報告しています。
・内部統制室による監査には、常勤監査等委員が原則立ち合い、モニタリングしています。また、監査等委員会は、必要に応じて直接監査も実施しています。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・文書管理の基本的事項を社規則に定め、適切に運用しています。取締役の職務執行に係る処理も、同社規則に基づき文書化され、適切に保存・管理されています。
・業務執行部門は取締役（監査等委員を含む）及び内部統制室の求めに応じて必要な情報を開示しています。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・コンプライアンス、情報セキュリティ、事業運営、BCP等のリスクの類型別に、毎年、潜在するリスクを洗い出し、管理レベル（全社、各部門等）、責任者及び当年度に特に重点的に取り組む項目を設定しています。期中に新たなリスクが発生したときは、リスク対策項目に追加しています。また、リスクの類型は、リスク内容に応じて適宜見直しを行うこととしています。

・責任者は各リスクへの対策を立案・実行し、重点的に取り組む項目及び全社レベルで管理すべきリスクについては、対策の推進状況を取締役会・経営執行会議に報告し議論を行っています。
・各部門で管理すべきリスクについては、担当部門で対策を立案・推進し、業務監査の中で実効性の確認を行い、監査の状況を、適宜、監査等委員会へ報告しています。
・重大なリスクが顕在化した場合に備えて、緊急連絡体制を構築し、適切に運用しています。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会で中期経営計画を策定し、目標達成に向けて活動しています。
・職務権限に関する社規則を定めて業務分掌と指揮命令系統を明確化し、適切に運用しています。

⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

・グループ会社管理に関する社規則を定め、適切に運用しています。また、毎月１回、グループ会社社長が出席する連絡会を開催し、情報の共有を行っています。
・コンプライアンス委員会にグループ会社社長が出席するとともに、当社と同様のコンプライアンス研修をグループ会社で実施する等、グループ会社を含めたコンプライアンス推進に取り組んでいます。また、グループ会社各社は、当社指示のもと、内部統制システムを整備しています。
・グループ会社各社の業務執行及び財務情報の適切性を確保すべく、当社の要員をグループ各社の取締役、監査役として派遣し、監査、監督に当たらせています。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

利益配分につきましては、株主への利益還元を経営の重要課題と位置付けるとともに、安定した配当を行うことを基本方針としております。

また、当社は会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めておりますが、当社の業績は年度後半の収益に大きく影響を受ける傾向があるため、剰余金の配当は、業績状況や財政状況を勘案しつつ、期末日を基準日として行うことを基本としております。

当事業年度末日を基準日とする剰余金の配当については、上記基本方針、当社グループの業績状況及び財政状況を勘案し、１株当たり275円の配当を実施することといたしました。

連結計算書類

連結貸借対照表（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部	
科目	金額
（資産の部）	**19,327**
流動資産	**15,086**
現金及び預金	2,565
受取手形	59
売掛金	7,586
リース投資資産	324
商品	164
仕掛品	216
前払費用	87
預け金	4,013
その他流動資産	80
貸倒引当金	△11
固定資産	**4,241**
有形固定資産	**855**
建物	461
器具備品	155
土地	237
建設仮勘定	1
その他有形固定資産	0
無形固定資産	**264**
ソフトウェア	252
リース資産	10
その他無形固定資産	0
投資その他の資産	**3,121**
投資有価証券	38
出資金	1
退職給付に係る資産	13
繰延税金資産	2,660
その他投資	406
合計	19,327

負債及び純資産の部	
科目	金額
（負債の部）	**7,965**
流動負債	**5,889**
買掛金	1,415
前受金	35
役員賞与引当金	40
未払金	142
未払費用	3,031
リース債務	4
その他流動負債	1,219
固定負債	**2,075**
役員退職慰労引当金	61
退職給付に係る負債	1,969
リース債務	6
その他固定負債	38
（純資産の部）	**11,362**
株主資本	**11,376**
資本金	**685**
資本剰余金	**253**
利益剰余金	**10,446**
自己株式	**△9**
その他の包括利益累計額	**△1,016**
その他有価証券評価差額金	**9**
土地再評価差額金	**△427**
退職給付に係る調整累計額	**△598**
非支配株主持分	**1,002**
合計	19,327

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**33,119**
売上原価	**27,245**
売上総利益	**5,874**
販売費及び一般管理費	**3,292**
営業利益	**2,582**
営業外収益	**16**
受取利息及び受取配当金	4
助成金収入	9
その他	1
営業外費用	**3**
支払利息	0
固定資産除却損	2
その他	0
経常利益	**2,595**
税金等調整前当期純利益	**2,595**
法人税、住民税及び事業税	952
法人税等調整額	△131
当期純利益	**1,774**
非支配株主に帰属する当期純利益	93
親会社株主に帰属する当期純利益	**1,680**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	685	253	9,083	△9	10,013
当期変動額					
剰余金の配当			△317		△317
親会社株主に帰属する当期純利益			1,680		1,680
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	1,363	△0	1,363
当期末残高	685	253	10,446	△9	11,376

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	19	△427	△438	△847	938	10,104
当期変動額						
剰余金の配当						△317
親会社株主に帰属する当期純利益						1,680
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△9	－	△159	△169	64	△104
当期変動額合計	△9	－	△159	△169	64	1,258
当期末残高	9	△427	△598	△1,016	1,002	11,362

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

イ．連結子会社の数　　３社

ロ．連結子会社の名称　　株式会社菱友システム技術
株式会社菱友システムビジネス
株式会社菱友システムサービス

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

・時価のないもの

総平均法による原価法

ロ．棚卸資産

・商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

建物（附属設備を除く）については定額法、建物以外については定率法を採用しております。

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

・市場販売目的のソフトウェア

販売可能な有効期間（３年以内）における見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法を採用しております。

ハ．リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

ロ．役員賞与引当金

取締役、執行役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、取締役、監査役の退任に伴う役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ．収益及び費用の計上基準

・完成工事高及び完成工事原価の計上基準

・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる案件

工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

・その他の案件

工事完成基準

・ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

ロ．退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（9年～19.5年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（16.3年～19.4年）による定額法により、制度の改定日から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ハ．消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

2．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　1,381百万円

3．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数　　普通株式1,271,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たりの配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年4月26日 取締役会	普通株式	317	250	2019年3月31日	2019年6月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たりの配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年4月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	348	275	2020年3月31日	2020年6月25日

4．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金及び預け金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社グループでは、当該リスクに関しては、当社グループの規則に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。なお、当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権の約半分が特定の大口顧客に対するものであります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期ごとに時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握して管理しております。

営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	2,565百万円	2,565百万円	－百万円
② 受取手形及び売掛金	7,645	7,645	－
③ 預け金	4,013	4,013	－
④ 投資有価証券	38	38	－
資産計	14,263	14,263	－
① 買掛金	1,415	1,415	－
負債計	1,415	1,415	－
デリバティブ取引	－	－	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、③ 預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8百万円	24百万円	15百万円
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	16	14	△1
合計		24	38	13

負債

① 買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

２．金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,565百万円	－百万円	－百万円	－百万円
受取手形及び売掛金	7,645	－	－	－
預け金	4,013	－	－	－
合計	14,225	－	－	－

５．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　8,166円95銭

(2) １株当たり当期純利益　　1,324円85銭

計算書類

貸借対照表（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部	
科目	金額
（資産の部）	**13,682**
流動資産	**10,467**
現金及び預金	1,716
受取手形	56
売掛金	5,317
リース投資資産	324
商品	164
仕掛品	116
前払費用	47
預け金	2,600
その他流動資産	124
貸倒引当金	△1
固定資産	**3,214**
有形固定資産	**790**
建物	442
器具備品	108
土地	237
建設仮勘定	1
その他有形固定資産	0
無形固定資産	**235**
ソフトウェア	223
リース資産	10
その他無形固定資産	0
投資その他の資産	**2,189**
投資有価証券	27
関係会社株式	156
前払年金費用	364
繰延税金資産	1,289
その他投資	350
合計	**13,682**

負債及び純資産の部	
科目	金額
（負債の部）	**4,308**
流動負債	**4,277**
買掛金	1,200
前受金	35
役員賞与引当金	40
未払金	74
未払費用	1,899
リース債務	4
預り金	194
その他流動負債	829
固定負債	**30**
リース債務	6
その他固定負債	24
（純資産の部）	**9,374**
株主資本	**9,792**
資本金	**685**
資本剰余金	**250**
資本準備金	250
利益剰余金	**8,865**
利益準備金	26
その他利益剰余金	8,839
別途積立金	6,950
繰越利益剰余金	1,889
自己株式	**△9**
評価・換算差額等	**△418**
その他有価証券評価差額金	**9**
土地再評価差額金	**△427**
合計	**13,682**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**24,009**
売上原価	**19,337**
売上総利益	**4,671**
販売費及び一般管理費	**2,557**
営業利益	**2,113**
営業外収益	**86**
受取利息及び受取配当金	76
助成金収入	8
その他	1
営業外費用	**3**
支払利息	0
固定資産除却損	2
その他	0
経常利益	**2,196**
税引前当期純利益	**2,196**
法人税、住民税及び事業税	736
法人税等調整額	△75
当期純利益	**1,535**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計	
当期首残高	685	250	26	6,000	1,620	7,620	7,647
当期変動額							
別途積立金の積立				950	△950	－	－
剰余金の配当					△317	△317	△317
当期純利益					1,535	1,535	1,535
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	－	950	268	1,218	1,218
当期末残高	685	250	26	6,950	1,889	8,839	8,865

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△9	8,574	19	△427	△408	8,165
当期変動額						
別途積立金の積立		－				－
剰余金の配当		△317				△317
当期純利益		1,535				1,535
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△9		△9	△9
当期変動額合計	△0	1,218	△9	－	△9	1,208
当期末残高	△9	9,792	9	△427	△418	9,374

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ．子会社株式及び関連会社株式
　総平均法による原価法

ロ．その他有価証券
　・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
　・時価のないもの　総平均法による原価法

② 棚卸資産

イ．商品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
ロ．仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）
　建物（附属設備を除く）については定額法、建物以外については定率法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

イ．自社利用のソフトウェア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
ロ．市場販売目的のソフトウェア
　販売可能な有効期間（３年以内）における見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法を採用しております。

③ リース資産

イ．所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金　取締役、執行役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、年金資産が退職給付債務を超過した場合には、その超過額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（14年～19.4年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。退職給付制度の一部変更により発生した過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（16.3年～19.4年）による定額法により、制度の改定日から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ．当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる案件　工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

ロ．その他の案件　工事完成基準

② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理　退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の処理方法　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　1,137百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権　2,857百万円

② 短期金銭債務　280百万円

(3) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　2002年３月31日

再評価の方法　「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第２条第３号により算出

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　10百万円

3．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高　9,679百万円

② 仕入高　1,035百万円

③ 販売費及び一般管理費　213百万円

④ 営業取引以外の取引高　73百万円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数　普通株式2,457株

5．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は退職給付信託の設定額及び未払従業員賞与繰入限度超過額であります。

6．関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
			役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	三菱重工業株式会社	（被所有） 直接 31.43% 間接 0.89%	なし	情報サービスの提供を行っている。	情報サービスの提供	9,641	売掛金	2,791
							リース投資資産	324

(2) 関連会社等

属性	会社の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社菱友システムサービス	（所有） 直接 100.00%	あり	資金の預かりを行っている。	資金の払い出し	600	預り金	50
					利息の支払	0		

(3) 兄弟会社等

属性	会社の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
			役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	エム・エイチ・アイファイナンス株式会社	なし	なし	資金の預入を行っている。	資金の払い出し	100	預け金	2,600
					利息の受取	1		
その他の関係会社の子会社	三菱日立パワーシステムズ株式会社	なし	なし	情報サービスの提供を行っている。	情報サービスの提供	863	売掛金	156
その他の関係会社の子会社	三菱重工エンジン&ターボチャージャ株式会社	なし	なし	情報サービスの提供を行っている。	情報サービスの提供	463	売掛金	178
その他の関係会社の子会社	三菱重工工作機械株式会社	なし	なし	情報サービスの提供を行っている。	情報サービスの提供	398	売掛金	195

（注）1．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 情報サービスの提供については、市場価格、総原価等を勘案した見積提案書を提出し、交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

(2) 資金の預入及び預かりの利率については、市場実勢を勘案し決定しております。

2．取引金額は消費税等抜きの金額で、期末残高は消費税等込みの金額で記載しております。

7．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 7,389円69銭

(2) 1株当たり当期純利益 1,210円30銭

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月18日

株式会社菱友システムズ

取締役社長　渡邊治雄　殿

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**横　内　龍　也**㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**江　村　羊奈子**㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社菱友システムズの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社菱友システムズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月18日

株式会社菱友システムズ

取締役社長　渡邊治雄　殿

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**横　内　龍　也**㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**江　村　羊奈子**㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社菱友システムズの2019年４月１日から2020年３月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月22日

株式会社菱友システムズ　監査等委員会

常勤監査等委員　**長谷島　弘　安**　㊞

監査等委員　**山　﨑　眞　樹**　㊞

監査等委員　**松　下　朋　弘**　㊞

（注）監査等委員山﨑眞樹及び松下朋弘は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

定時株主総会会場ご案内図

会場

シーバンスＳ館　１階　大ホール

東京都港区芝浦一丁目２番３号

交通

ＪＲ山手線・京浜東北線 モノレール	Ⓐ「浜松町駅」	南口徒歩８分
都営大江戸線 浅草線	Ⓑ「大門駅」	Ｂ２出口徒歩12分
ゆりかもめ	Ⓒ「日の出駅」	西口徒歩５分

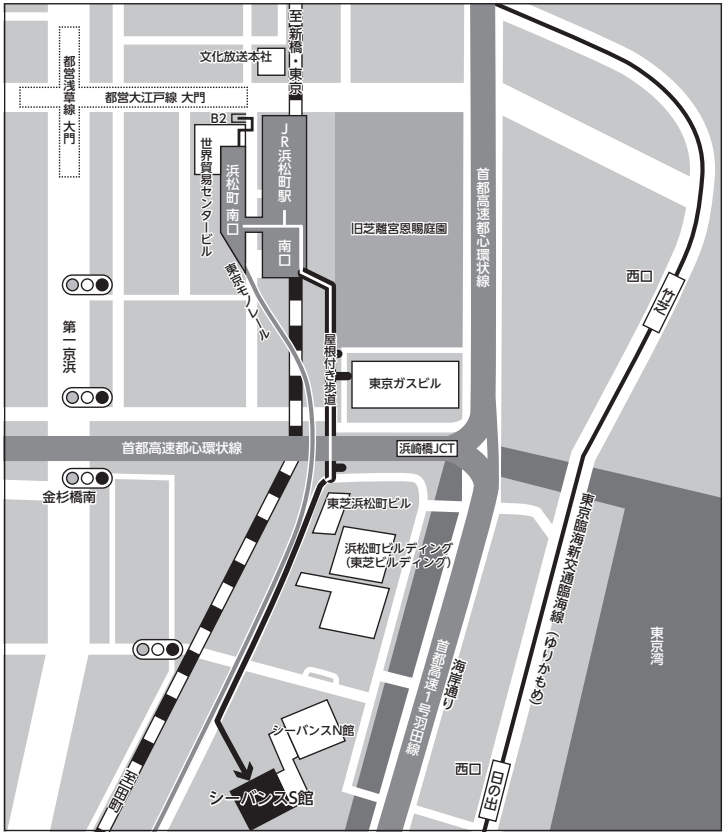

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。